

法務省民二第739号

平成26年11月27日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

( 公 印 省 略 )

租税特別措置法第84条の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について（依命通知）

標記について、国土交通省鉄道局長から民事局長宛てに別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおりに回答がされましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

国鉄総第 212 号

平成 26 年 11 月 7 日

法務省民事局長

深 山 卓 也 殿

国土交通省鉄道局長

藤 田 耕 三

租税特別措置法第 84 条の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について(照会)

所得税法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 10 号)の施行に伴い、租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 31 条の 6 の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方依頼いたします。

租税特別措置法第84条の規定に係る証明申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣 〇〇 〇〇 殿

(申請者) 所在地

商号(名称)

(代表者の役職及び氏名) 印

租税特別措置法(以下「法」といいます。)第84条の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。

- 1 当該申請者は、法第84条に規定する特定建設線の建設主体として国土交通大臣が指名した法人である。
- 2 別紙記載の土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築は、法第84条に規定する新幹線鉄道の同条に規定する鉄道施設の用に供するために行われたものである。
- 3 別紙記載の土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をした日

別紙表1の取得日欄又は別紙表2の建築日欄の記載のとおり

---

(証明番号) 第 号

上記事項は、租税特別措置法第84条の規定に該当するものであることを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 〇〇 〇〇



別紙乙号

法務省民二第738号

平成26年11月27日

国土交通省鉄道局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第84条の規定に基づく登録免許税の非課税に係る証明書の様式について（回答）

本月7日付け国鉄総第212号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。